

修正案	現 行
第4編 災 害 予 防 計 画 特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図る。 また、東日本大震災では、他県の特別防災区域において地震や津波による甚大な被害が発生したことを受け、生命の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続性の確保等について改めて確認するとともに、地震対策、津波浸水対策、長周期地震動対策等、既存の予防対策についても充実強化を図るよう努める。 加えて、特別防災区域内の特定事業所における事故件数（地震及び津波による事故を除く。）は<u>近年、増加傾向にあることから、設備の高経年化対策、保安人材の育成等について、充実強化を推進する。</u> 県、関係市等の関係行政機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。 第1章 特定事業所における予防対策 第1節 保安管理の徹底 略 1 略 2 安全対策に関する取組みの徹底 ○ 定期又は臨時点検、整備等を行う協力会社等の作業の安全を確保するため、特定事業所の責任において、保安担当者の立会い等その管理、監督の徹底を図り、工事等非定常作業時における安全確保対策に万全を期する。 また、可燃性混合気体の形成回避に努め、発火源となる静電気等の対策を講じるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。 ○ 運転開始、停止及び緊急停止並びに運転再開の際に安全適切な操作を実施するため、作業基準を整備するとともに、必要に応じて適宜改定し、その遵守徹底を図る。 なお、作業基準は、個々の装置、機器等に即した操作・取扱要領の形にできるだけ具体化して整理するとともに、すべての従業員が容易に理解し、記憶できる内容とし、作成にあたっては、現場の運転員等が積極的に参加する。 ○ 消防庁をはじめ、各種団体が提供する事故事例、事故分析結果、保安情報等の各	第4編 災 害 予 防 計 画 特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図る。 また、東日本大震災では、他県の特別防災区域において地震や津波による甚大な被害が発生したことを受け、生命の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続性の確保等について改めて確認するとともに、地震対策、津波浸水対策、長周期地震動対策等、既存の予防対策についても充実強化を図るよう努める。 加えて、特別防災区域内の特定事業所における事故件数（地震及び津波による事故を除く。）は平成6年から増加傾向にあり、近年も依然高い水準にあるほか、平成23年から平成26年にかけては4件の重大事故も発生していることから、<u>設備の高経年化対策、緊急停止対応について充実強化を図るよう努める。</u> 県、関係市等の関係行政機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。 第1章 特定事業所における予防対策 第1節 保安管理の徹底 略 1 略 2 安全対策に関する取組みの徹底 ○ 定期又は臨時点検、整備等を行う協力会社等の作業の安全を確保するため、特定事業所の責任において、保安担当者の立会い等その管理、監督の徹底を図り、工事等非定常作業時における安全確保対策に万全を期する。 また、可燃性混合気体の形成回避に努め、発火源となる静電気等の対策を講じるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。 ○ 運転開始、停止及び緊急停止並びに運転再開の際に安全適切な操作を実施するため、作業基準を整備するとともに、必要に応じて適宜改定し、その遵守徹底を図る。 なお、作業基準は、個々の装置、機器等に即した操作・取扱要領の形にできるだけ具体化して整理するとともに、すべての従業員が容易に理解し、記憶できる内容とし、作成にあたっては、現場の運転員等が積極的に参加する。

修正案	現 行
種情報を活用し、一層の安全性確保に努める。 ○ 「リスクアセスメント・ガイドライン（Ver. 2）」（平成 28 年 2 月 高压ガス保安教会）等を参考に各設備の潜在リスクを把握・評価し、事前に各種対策を講じるよう努める。 ○ 事故の直接的要因又は背後要因として人的要因があることを認識し、ハード対策（誤操作防止措置等）やソフト対策（教育訓練の充実等）により、適切な予防対策を講じる。 ○ 事業所内の防災責任者による現場特別査察を適宜実施して、災害発生の防止に努めるとともに、防災管理意識の高揚、啓発を図る。 ○ 船舶荷役作業に対する安全対策として、次のことを実施する。 ・陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立 ・陸上の装置、船舶係留設備等の定期点検の強化等による安全の確保 ・作業時の立会い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底 ・船舶に対する安全管理の徹底並びに陸上及び船舶の連携体制の整備 3 地震・津波対策 (1) 強震動対策 神奈川県地震被害想定調査及び神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査による施設等の災害危険性の評価を踏まえ、対策を実施する。 また、施設等が設計上の耐震性能を有しているか等について再確認し、確認結果に応じて必要な措置を講じる。 ア 危険物施設 危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について（消防庁危険物保安室長通知、平成 24 年 1 月 31 日消防危第 28 号）」等を踏まえ、必要な措置を講じる。 防油堤等については、「防油堤の漏えい防止措置等について（平成 10 年 3 月 20 日消防庁通知）」等により対策を講ずる。 <u>また、これまでに特定屋外タンク（昭和 52 年 2 月 15 日以前設置）の新基準（平成 7 年 1 月施行）※¹適合性及び準特定屋外タンク（平成 11 年 4 月 1 日以前設置）の新基準（平成 11 年 1 月施行）※²適合性について調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じて基準に適合させたが、引き続き施設の維持管理を行う。</u> ※ 1 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 6 年政令第 214 号）第 2 条による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和 52 年政令第 10 号）附則第 3 項各号に掲げる基準 ※ 2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 3	○ 消防庁をはじめ、各種団体が提供する事故事例、事故分析結果、保安情報等の各種情報を活用し、一層の安全性確保に努める。 ○ 「リスクアセスメント・ガイドライン（Ver. 1）」（平成 27 年 3 月 高压ガス保安教会）等を参考に各設備の潜在リスクを把握・評価し、事前に各種対策を講じるよう努める。 ○ 事故の直接的要因又は背後要因として人的要因があることを認識し、ハード対策（誤操作防止措置）やソフト対策（教育訓練の充実）により、適切な予防対策を講じる。 ○ 事業所内の防災責任者による現場特別査察を適宜実施して、災害発生の防止に努めるとともに、防災管理意識の高揚、啓発を図る。 ○ 船舶荷役作業に対する安全対策として、次のことを実施する。 ・陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立 ・陸上の装置、船舶係留設備等の定期点検の強化等による安全の確保 ・作業時の立会い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底 ・船舶に対する安全管理の徹底並びに陸上及び船舶の連携体制の整備 3 地震・津波対策 (1) 強震動対策 神奈川県地震被害想定調査及び神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査による施設等の災害危険性の評価を踏まえ、対策を実施する。 また、施設等が設計上の耐震性能を有しているか等について再確認し、確認結果に応じて必要な措置を講じる。 ア 危険物施設 危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について（消防庁危険物保安室長通知、平成 24 年 1 月 31 日消防危第 28 号）」等を踏まえ、必要な措置を講じる。 <u>特定屋外タンク（昭和 52. 2. 15 以前設置、以下同じ。）は、平成 7 年 1 月施行の「新基準」※¹、及び準特定屋外タンク（平成 11. 4. 1 以前設置、以下同じ。）は、平成 11 年 4 月施行の「新基準」※²についての適合性調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じなければならない。</u> <u>なお、耐震改修猶予期限にとらわれることなく早期に改修を図るよう努める。</u> <u>また、防油堤等については、「防油堤の漏えい防止措置等について（平成 10 年 3 月 20 日消防庁通知）」等により対策を講ずる。</u> ※ 1 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 6 年政令第 214 号）第 2 条による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和 52 年政令第 10 号）附則第 3 項各号に掲げる基準

修正案	現 行
号) による改正後の危険物の規制に関する政令第 11 条第 1 項第 3 号の 3 及び第 4 号に定める技術上の基準 イ 略 ウ 建築物 多数の従業員を収容する建築物及び災害対策本部の設置など応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。 エ 略 (2) 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策） 特定屋外タンクについては、平成17年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行う。<u>また、この改正により「新基準」※³への適合が求められる浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、災害危険性の評価結果等に応じた措置が講じられているが、引き続き適切な維持管理を行う。</u> <u>さらに、内部浮き蓋式特定屋外タンクの浮き蓋についても、平成24年に施行された基準への適合が求められるものについて改修が行われているが、引き続き適切な維持管理を行う。</u> 加えて、溢流の事実を早期に検知できるように、防災監視システム（「6 事故の早期検知」を参照）を整備するよう努める。 ※ 3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第 3 号）による改正後の危険物の規制に関する規則第20条の 4 第 2 項第 3 号に定める技術上の基準 (3) 略 4 風水害対策 <u>風水害対策の推進については、「危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁危険物保安室長通知、令和 3 年 3 月 30 日消防危第 49 号）」等を踏まえ、規程類の整備及び必要な措置等を講じる。</u> 5 施設、設備等の高経年化対策等 近年の異常現象を発生原因別にみると、劣化や構造設計不良等の設備面での要因が多く、発生場所は配管系からの漏えいが最も多くなっている。これらを踏まえ、施設、設備等の耐用年数、稼働状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、適切に点検を行い、必要な改善計画を立てるよう努める。 (1) 配管 埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時の	※ 2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 3 号）による改正後の危険物の規制に関する政令第 11 条第 1 項第 3 号の 3 及び第 4 号に定める技術上の基準 イ 略 ウ 建築物 多数の従業員を収容する建築物及び災害対策本部の設置など応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。 エ 略 (2) 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策） 特定屋外タンクについては、平成17年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行うとともに、「新基準」※³適合への対策が求められる浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、災害危険性の評価結果等に応じて計画的に法令の猶予期限までに措置を講じなければならない。 <u>また、内部浮き蓋式タンクについても、平成24年に新たに制定された基準に基づいて、対策を行うとともに、パン型及びバルクヘッド型の浮き蓋については、改修猶予期限にとらわれることなく早期に改修を図るよう努める。</u> 加えて、溢流の事実を早期に検知できるように、防災監視システム（「6 事故の早期検知」を参照）を整備するよう努める。 ※ 3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第 3 号）による改正後の危険物の規制に関する規則第20条の 4 第 2 項第 3 号に定める技術上の基準 (3) 略 <u>(新設)</u> 4 施設、設備等の高経年化対策等 近年の異常現象を発生原因別にみると、劣化や構造設計不良等の設備面での要因が多く、発生場所は配管系からの漏えいが最も多くなっている。これらを踏まえ、施設、設備等の耐用年数、稼働状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、適切に点検を行い、必要な改善計画を立てるよう努める。 (1) 配管 埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時の

修正案	現 行
ポイント等をリストアップし、腐食開孔部の早期発見に努める。 高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（<u>作成：平成 19 年 3 月、改訂：令和 6 年 3 月</u> 神奈川県）」を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成 24 年 2 月一般社団法人 エンジニアリング協会）」を参考に適切に維持管理を行う。 (2) タンク本体 現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「<u>屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針（平成 17 年 3 月総務省消防庁）</u>」及び「<u>特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて（平成 25 年 3 月総務省消防庁）</u>」に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。 6 緊急停止装置、保安電力等の安全対策 関係法令に定める技術上の保安措置を適切に講じるほか、危険物等関連施設に対しても、フェイルセーフ設計による施設の緊急停止装置及び緊急遮断弁等保安設備の整備を図るとともに、当該保安設備の操作のための予備動力源の確保を図る。 緊急停止にあたっては、マニュアルを整備し、緊急停止責任者及び不在時の代行者をあらかじめ指定するとともに、運転停止については責任を問わない旨を明確に規定する。 また、トラブルの原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえでなければ運転を再開してはならない。この場合にも必ず、指定された実施責任者又はその代行者が十分確認のうえ、その指示命令のもとに行う。 7 事故の早期検知 事故の災害拡大防止のため、次の要件の満たした防災監視システムを配備するよう努める。 ・夜間・休日等の人員が少ない時においても運転監視が支障なく行えること ・異常の早期検知が可能で、かつ検知の信頼性が高いこと ・検知情報の判断・判定に対する支援機能を有すること ・誤操作の防止措置がとられていること 8 原子力災害に対する防災体制の整備 「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編 第1章 第2節 3（1）」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編 第1章 第2	ポイント等をリストアップし、腐食開孔部の早期発見に努める。 高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料」（平成 19 年 3 月神奈川県）を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成 24 年 2 月一般社団法人 エンジニアリング協会）」を参考に適切に維持管理を行う。 (2) タンク本体 現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針（平成 17 年 3 月総務省消防庁）」に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。 5 緊急停止装置、保安電力等の安全対策 関係法令に定める技術上の保安措置を適切に講じるほか、危険物等関連施設に対しても、フェイルセーフ設計による施設の緊急停止装置及び緊急遮断弁等保安設備の整備を図るとともに、当該保安設備の操作のための予備動力源の確保を図る。 緊急停止にあたっては、マニュアルを整備し、緊急停止責任者及び不在時の代行者をあらかじめ指定するとともに、運転停止については責任を問わない旨を明確に規定する。 また、トラブルの原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえでなければ運転を再開してはならない。この場合にも必ず、指定された実施責任者又はその代行者が十分確認のうえ、その指示命令のもとに行う。 6 事故の早期検知 事故の災害拡大防止のため、次の要件の満たした防災監視システムを配備するよう努める。 ・夜間・休日等の人員が少ない時においても運転監視が支障なく行えること ・異常の早期検知が可能で、かつ検知の信頼性が高いこと ・検知情報の判断・判定に対する支援機能を有すること ・誤操作の防止措置がとられていること 7 原子力災害に対する緊急措置 「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編 第1章 第2節 3（1）」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編 第1章 第2

修正案	現 行																														
節 1（1）」に基づき実施する。 第2～5節 略 第2章 関係行政機関等における予防対策 第1～3節 略 第4節 防災訓練の実施 関係行政機関は、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、特別防災区域外へ影響が及ぶことも想定して総合訓練又は個別訓練を、防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに、年間計画等に基づき、日頃から実施に努める。 また、<u>関係市消防機関においては、訓練シナリオの作成等について、県に対し適宜必要な支援を行う。</u> 第5～6節 略 第7節 航空機事故による災害の防止 特別防災区域の上空においては、航空法第81条の規定による国土交通省航空局の指導がされているが、国、県及び関係市は、航空機事故による災害の発生を防止するため、次に掲げる災害の防止対策に<u>努める</u>。 1 航空安全確保に関する措置 (1)～(2) 略 <table><tr><td></td><td>電話番号</td><td>FAX 番号</td></tr><tr><td>東京空港事務所</td><td>03(5757)3020</td><td>03(5757)3040</td></tr><tr><td>神奈川県くらし安全防災局</td><td>045(210)1111</td><td>045(210)8829</td></tr><tr><td>川崎市<u>危機管理本部危機対策部</u></td><td>044(200)2890</td><td>044(200)3972</td></tr><tr><td>川崎市消防局</td><td>044(223)1199</td><td>044(223)2619</td></tr></table> 第8節 略 第4章 避難計画の策定		電話番号	FAX 番号	東京空港事務所	03(5757)3020	03(5757)3040	神奈川県くらし安全防災局	045(210)1111	045(210)8829	川崎市 <u>危機管理本部危機対策部</u>	044(200)2890	044(200)3972	川崎市消防局	044(223)1199	044(223)2619	節 1（1）」に基づき実施する。 第2～5節 略 第2章 関係行政機関等における予防対策 第1～3節 略 第4節 防災訓練の実施 関係行政機関は、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、特別防災区域外へ影響が及ぶことも想定して総合訓練又は個別訓練を、防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに、年間計画等に基づき、日頃から実施に努める。 第5～6節 略 第7節 航空機事故による災害の防止 特別防災区域の上空においては、航空法第81条の規定による国土交通省航空局の指導がされているが、国、県及び関係市は、航空機事故による災害の発生を防止するため、次に掲げる災害の防止対策に<u>努めるものとする</u>。 1 航空安全確保に関する措置 (1)～(2) 略 <table><tr><td></td><td>電話番号</td><td>FAX 番号</td></tr><tr><td>東京空港事務所</td><td>03(5757)3020</td><td>03(5757)3040</td></tr><tr><td>神奈川県くらし安全防災局</td><td>045(210)1111</td><td>045(210)8829</td></tr><tr><td>川崎市<u>総務企画局危機管理室</u></td><td>044(200)2890</td><td>044(200)3972</td></tr><tr><td>川崎市消防局</td><td>044(223)1199</td><td>044(223)2619</td></tr></table> 第8節 略 第4章 避難計画の策定		電話番号	FAX 番号	東京空港事務所	03(5757)3020	03(5757)3040	神奈川県くらし安全防災局	045(210)1111	045(210)8829	川崎市 <u>総務企画局危機管理室</u>	044(200)2890	044(200)3972	川崎市消防局	044(223)1199	044(223)2619
	電話番号	FAX 番号																													
東京空港事務所	03(5757)3020	03(5757)3040																													
神奈川県くらし安全防災局	045(210)1111	045(210)8829																													
川崎市 <u>危機管理本部危機対策部</u>	044(200)2890	044(200)3972																													
川崎市消防局	044(223)1199	044(223)2619																													
	電話番号	FAX 番号																													
東京空港事務所	03(5757)3020	03(5757)3040																													
神奈川県くらし安全防災局	045(210)1111	045(210)8829																													
川崎市 <u>総務企画局危機管理室</u>	044(200)2890	044(200)3972																													
川崎市消防局	044(223)1199	044(223)2619																													

修正案	現 行
1 略 2 特定事業所等 特定事業所等は、災害時に迅速かつ的確な避難が行えるよう、従業員はもとより協力会社の社員や来訪者も含めた関係者全てを対象に、次の事項を内容とした避難計画を策定し、関係者へ内容の周知徹底を行う。 (1)～(3) 略	1 略 2 特定事業所 特定事業所等は、災害時に迅速かつ的確な避難が行えるよう、従業員はもとより協力会社の社員や来訪者も含めた関係者全てを対象に、次の事項を内容とした避難計画を策定し、関係者へ内容の周知徹底を行う。 (1)～(3) 略